

生企乙達第57号  
務乙達第87号  
刑企乙達第55号  
交企乙達第53号  
公乙達第41号  
平成22年6月16日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	160	10年
---	----	----	----	-----	-----

石 川 県 警 察 本 部 長

### 重層的な防犯ネットワークの活用促進について（通達）

対号 平成22年6月16日付け生企甲達第56号、務甲達第86号、刑企甲達第54号、  
交企甲達第52号、公甲達第40号「犯罪が起きにくい社会づくりの推進につ  
いて（通達）」

犯罪抑止総合対策については、県警察を挙げて取り組んでいるところであるが、この  
度、対号通達により、これまでの成果を確実に定着させながら、犯罪抑止総合対策をさら  
に推し進め、真に犯罪が起きにくい社会の実現を図ることとした。

そのためには、官民連携による各種ネットワークが、社会各分野の団体や個人を漏れな  
くカバーできているか、また、防犯関連情報が円滑にやり取りされるなど有効に活用され  
ているかを点検し、手付かずの分野があれば新たにカバーし、運営に問題があれば改善し  
なければならない。

よって、警察が所管・関係するネットワークを点検するとともに、次の要領によりその  
活用促進を図ることとしたので、実効が挙がるように努められたい。

#### 記

#### 1 重層的な防犯ネットワークの構築

社会各分野の各層にネットワークがきめ細かく整備されていれば、日常生活や社会活  
動において犯罪被害に遭う不安を感じている人々や事業者に対して、警察から安全・安  
心に役立つ情報をタイムリーに提供することができるだけでなく、事件・事故が発生  
した場合には、警察に対していち早く通報や連絡をしてもらうことができる。

ネットワークの構築については、これまでも、鋭意進められてきたところであるが、  
どのような目的でどのような対象をカバーすべきかについての明確な認識の下、必要な  
ネットワークが必要なところに構築されていなければならない。そして、運営にあたる  
事務局の責任と権限を明確にし、ネットワークの活用促進を図らなければならない。

県警察において構築されているネットワーク（別添「重層的な防犯ネットワーク一覧  
表」参照）についても、本来業務の支障の有無等を考慮の上、必要に応じて相互に活用  
できるよう調整することとした。

## 2 具体的な活用方策

### (1) 会議等への相互参加

ネットワークの本来の業務に支障がない限り、必要に応じて安全・安心に役立つ情報をタイムリーに提供するため、相互に会議等に参加する。

### (2) 警察通報等の伝達及び措置

ネットワーク構成員、対象者等から、特異事案を発見した場合における通報等があった場合は、確実にその主管課に連絡し、迅速・的確な対応をする。

## 3 「重層的な防犯ネットワークプロジェクトチーム」の設置

生活安全企画課に「重層的な防犯ネットワークプロジェクトチーム」を設置し、また各部総務担当課に「ネットワーク連絡担当者」を配置することにより、上記具体的な活用方策が円滑に行われるように調整、連絡を行う。

なお、「ネットワーク連絡担当者」については、別紙体制表のとおりとする。

## 4 報告等

警察署で所管・関係するネットワークにおいて、重層的な防犯ネットワークの活用促進が図られるよう努めるとともに、現在、各警察署において構築済みの関係機関等との連絡会・協議会等について調査の上、別記様式により本年7月30日（金）までに、ポータルサイトの生活安全企画課（犯罪抑止対策）宛報告されたい。

別添文書、別記様式省略

「重層的な防犯ネットワークプロジェクトチーム」体制表

